

---

令和元年度  
監査結果の概要

---

令和2年4月  
いわき市監査委員事務局

## 目 次

- 監査制度の概要 ..... P 1
- 重点項目 ..... P 2
- 監査等の種類と対象 ..... P 3
- 定期監査における調査件数及び指摘件数 ..... P 4
- 意見又は要望とした事項 ..... P 5
- 財政援助団体等に対する監査 ..... P 6
- 監査事例説明会 ..... P 7
- 令和元年度監査等実施日程 ..... P 8

---

## 監査制度の概要

---

### 1 監査委員について

監査委員は、主に市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について監査するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 195 条の規定により設置され、市長から独立した立場で、行政サービスが適法であるか、効率的であるか、さらに不正がないかなど、幅広い観点から監査を実施しています。

また、監査委員は、一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の機関です。これは、監査委員がそれぞれ職権を行使する、ということの意味します。このため、複数の委員で構成されているにもかかわらず「監査委員会」という呼び方はしません。

なお、監査委員は、識見を有する者のうちから選任される識見監査委員と、議会の議員から選任される議選監査委員、合わせて 4 名で構成されており、任期は 4 年（議員のうちから選任される者にあつては議員の任期）となっています。議選監査委員の定数については、いわき市監査委員条例で 2 名となっています。

### 2 監査基準について

いわき市監査基準は、地方自治法等の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査等が適切かつ有効に実施されるために、監査等の目的、計画の策定、実施、報告・意見の提出、報告等の内容・公表及び措置状況の報告等について、監査委員のよるべき基本事項を定めています。

### 3 監査計画について

監査計画は、いわき市監査基準に基づき、各種の監査、検査等について、効果的、効率的に実施することができるように、毎年度定めています。

内容は、当該年度における重点項目、監査等の対象、実施時期などとなっています。

### 4 監査結果について

監査の結果については、議長や市長等に対して報告するとともに、市のホームページで公表しています。市長等が監査の結果に基づき講じた措置の内容についても結果と併せて公表しています。

---

## 重点項目

---

令和元年度監査計画において、重点項目に位置付けた内容は次のとおりです。

- (1) 法改正により、内部統制体制の整備及び運用が努力義務とされたことを踏まえ、全庁的な内部統制体制の整備を促しつつ、各部等の事務処理における内部統制の状況に着目して監査を行う。
- (2) 働き方改革の進展により、地方自治体においても生産性の向上が求められていることから、超過勤務の実施状況と縮減に向けた取組みに着目して監査を行う。
- (3) 補助金交付事務について、平成25年2月に策定した「市補助金見直し指針」に照らし、補助目的や補助金算定方法等を明らかにした「補助金交付要綱」の整備状況を確認するとともに、当該事務が、規則等に規定する手続きに基づき適正に行われているか、また、目的に見合った成果が表れているかに着目して監査を行う。
- (4) 情報システムを導入している業務について、一連の事務処理のなかで、どのような処理が行われ、担当部署でどのようなチェック機能が働いているかに着目して監査を行う。
- (5) 統一的な基準による公会計が導入され、資産管理の重要性が高まっていることから、固定資産台帳に登載される50万円以上の備品の管理・活用状況に着目して監査を行う。

## 監査等の種類と対象

監査等の種類（根拠法令）	令和元年度監査等対象
監査等の範囲	
<b>(1) 定期監査</b> （法第 199 条第 1 項、第 4 項） 財務に関する事務（収入・支出・契約・財産管理等）及び市の経営に係る事業管理に関する事務	総務部、市民協働部、会計室、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、医療センター ※詳細は資料 P 4
<b>(2) 財政援助団体等に対する監査</b> （法第 199 条第 7 項） ・ 財政援助団体（市が補助金等の財政的援助を行った団体） ・ 出資団体（市が資本金等の 1/4 以上を出資している団体） ・ 指定管理者として公の施設の管理を行っている団体 以上の団体の出納その他の事務及びそれら団体を所管する市の担当部局の事務	<b>【公の施設の指定管理者監査】</b> 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団 ・ いわき市こども元気センター ・ いわき市後宿児童遊園 ※詳細は資料 P 6
<b>(3) 決算審査</b> （法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項） 一般会計・特別会計に係る決算、基金の運用状況及び公営企業会計に係る決算	・ 一般会計、特別会計及び基金決算 ・ 公営企業会計決算
<b>(4) 健全化判断比率等審査</b> （地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項） 「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	・ 一般会計、特別会計決算 ・ 公営企業会計決算
<b>(5) 例月現金出納検査</b> （法 235 条の 2 第 1 項） 会計管理者、水道事業及び病院事業の各管理者が管理する現金等の毎月の出納	・ 原則毎月 25 日に当該検査実施月の前月分の現金預金残高を確認 ・ 一般会計、特別会計等については、財政状況や資金運営の状況を、企業会計については、経営状況を確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施

※ 行政監査（法第 199 条第 2 項）については、監査途中に発生した台風 19 号による全庁的な災害対応等を考慮し中止とした。

## 定期監査における調査件数及び指摘件数

○調査件数:課等単位で調査を行った全ての件数

○指摘件数:類似内容の指摘が複数生じるときは、課等単位で1件に集約

No.	調査項目	調査件数 及び 指摘件数	監査対象部局名					合計	
			総務部	市民協働部	会計室	選挙管理委員会事務局	公平委員会事務局		医療センター
1	収入事務	調査件数	387	1,979	1	0	0	14	2,381
		指摘件数	5	0	0	0	0	0	5
2	支出事務	調査件数	43	52	9	28	21	76	229
		指摘件数	0	1	0	0	0	3	4
3	契約事務	調査件数	18	13	2	5	0	64	102
		指摘件数	0	0	0	0	0	5	5
4	財産管理事務	調査件数	3	28	1	28	0	10	70
		指摘件数	0	0	0	0	0	0	0
5	特定事項	調査件数	18	16	4	5	0	14	57
		指摘件数	2	0	0	0	0	2	4
合計		調査件数	469	2,088	17	66	21	178	<b>2,839</b>
		指摘件数	7	1	0	0	0	10	<b>18</b>

### ■No.5.特定事項の主な調査項目

各部共通	事務処理における内部統制の状況について 超過勤務の実施状況と縮減に向けた取組みについて
総務部	公文書の適切な管理、保存について 職員のメンタルヘルス対策について 市情報システムのセキュリティ対策等について
市民協働部	震災メモリアル事業について 高齢運転者安全運転等支援事業について 窓口における待ち時間短縮等の取組みについて
会計室	財務伝票の返戻率減少に向けた取組みについて 収入・支出計画表と資金計画書の関係について
選挙管理委員会事務局	投票率向上に向けた取組みについて 契約事務の透明性確保等について 投票所について
医療センター	いわき市病院事業中期経営計画(2017～2020)における経営状況について 組織の活性化に向けた取組みについて 医師確保に向けた取組みについて

※特定事項 ①財務事務において、No.1収入事務からNo.4の財産管理事務のいずれにも該当しない項目  
②財務事務以外の一般行政事務を主眼とした項目

## 意見又は要望とした事項

定期監査の過程で一般行政事務処理等の改善に向けた取組みや検討、事務執行にあたっての提言、提案が必要と認められ、意見又は要望を付した事項については次のとおりです。

No.	意見対象部課等		意見又は要望とする事項
1	総務部	総務課	公文書の適切な保存について
2	総務部	職員課	働き方改革の推進に向けた事務の合理化について
3	医療センター	—	内部統制の見直しについて
4	医療センター	医事課	診療収入に係る未収金対策について

## ■ 財政援助団体等に対する監査（令和元年9月3日～同年12月20日）

### 1 概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等の財政的支援を行っている団体に対して、当該団体の事業が補助金等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか監査する。

### 2 監査の対象

公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団

- (1) 施設名 いわき市こども元気センター及びいわき市後宿児童遊園
- (2) 所管部局 こどもみらい部こども支援課

### 3 監査の対象年度

平成30年度

### 4 監査の結果

#### (1) 指定管理者について

指定管理者が協定書及び仕様書に基づき行っている施設の管理運営業務については、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に改善を要する事項が認められた。

#### ○ 是正改善を要する事項（1件）

- ・ 事業報告書及び月次報告書における仕様書に基づく事務の不履行

#### (2) 所管部局について

所管部局による指定管理者に対する管理監督は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に改善を要する事項が認められた。

#### ○ 是正改善を要する事項（3件）

- ・ 指定管理者に対する仕様書に基づく履行に関する確認の不備
- ・ 支出事務における他施設に関する不適切な支出
- ・ 入札に付すべき備品の購入に関する不適切な事務

## ■ 監査事例説明会

### 1 目的

財務事務を中心として事務処理誤りが発生しやすい事例について、定期監査等の結果や指摘事例などを基に改めてその発生原因を理解し、同様の誤りの未然防止や事務処理の改善を図り、適正な事務の執行に資する。(平成 27 年度から実施)

### 2 対象者

各課の課長補佐職等

### 3 実施日及び参加人数

第 1 回 令和元年 5 月 17 日 72 人

※ 第 2 回については、台風 19 号による全庁的な災害対応等を考慮して中止とした。

### 4 説明内容

- (1) 監査の概要
- (2) 監査における指摘事例集
- (3) 直近の監査結果

### 5 参加者のアンケート集計結果

- (1) 説明会が有意義と回答した参加者  
73.2% (52人/71人)
- (2) 説明内容が理解できたと回答した参加者  
83.1% (59人/71人)
- (3) 各職場でミス防止のための方策について (自由記載)
  - ・ 説明会資料を回覧し、職場全員に周知を図る。
  - ・ 担当者だけでなく、職場全体としてチェックする体制を図る。
  - ・ 職員一人一人の知識や意識の向上が必要。
  - ・ ミスの内容について職場内で共有するとともに、引継ぎをしっかりと行うことが必要。
  - ・ マニュアルの共有を図る。

# 令和元年度 監査等実施日程

監査等の種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当
定期監査	総務部	12		9									2係
	市民協働部					22					13		1係
	会計室	12		28									1係
	選挙管理委員会事務局	12		28									1係
	公平委員会事務局	12			9								2係
	医療センター					2			20				2係
財政援助団体等監査						3		20					1係
例月現金 出納検査	一般・特別会計・基金	25	28	2	25	26	2	24	26	28	18	25	1係
	企業会計	24-26	27-29	1-3	24-26	23-27	1-3	23-25	24-26	27-29	17-19	24-26	2係
	一般・特別会計、基金			28	2								1係
決算審査	企業会計			20	22								2係
	健全化判断比率等審査			28	2								1・2係
監査事例説明会		17											1係